

質問	回答
申請受付フォームを送信後、申請完了の画面が表示されたが、受付完了メールが届きません。	メールが届かない場合はご登録いただいたメールアドレスが間違っている可能性があります。件名を【地の塩、世の光奨学金問合せ】とし、氏名・生年月日を明記のうえ、a.aguscholarship@aoyamagakuin.jpまでご連絡ください。 ※重複申請・再申請は絶対にしないでください。選考が正しく行われない可能性があります。
申請内容を間違えてフォームを送信してしまいました。どうすればよいでしょうか。	申請内容について誤入力があった場合も、上記と同様にメールにてご連絡ください。 ※重複申請・再申請は絶対にしないでください。選考が正しく行われない可能性があります。
住民票に本籍と続柄の記載は必要ですか？	本籍と続柄はどちらも必要です。
所得証明書について収入・所得の欄が"*****"等で目隠しされたものしか発行できないと言われました。	役所の方からそのように言われた旨が分かるようにメモを付けた状態で撮影もしくはスキャンしたデータをお送りいただければ結構です。 ※場合によっては確認のご連絡を差し上げる場合がございます。
指定校推薦で入学を予定しています。申請資格はありますか？	本制度は、一般選抜または大学入学共通テスト利用入学者選抜を受験する方を対象としていますので、申請することはできません。 それ以外の入学者選抜でご入学予定の方は、進学後に別の学内給付奨学金に申請することができます。
現在、地方に住んでいるのですが、進学後は首都圏（東京都（島しょ部を除く、神奈川県、埼玉県、千葉県）に家計支持者と住む予定です。申請資格はありますか？	本制度は、入学時より自宅外から通学する方を対象としていますので、父母（父母がいない場合はそれに代わる方）と同居する、または父母が1都3県に居住する場合は申請資格はありません。 進学後、申請資格がある地域から自宅通学する場合も申請することはできません。
家計基準について、昨年は基準を超えていますが、現在は離職しているため無収入です。申請資格はありますか？	昨年の家計状況（課税/非課税証明書に記載されている収入・所得金額）で審査しますので申請資格はありません。 本学にはほかにも様々な奨学金制度が整っておりますので、進学後にご自身にあった奨学金への申請をご検討ください。
母子・父子家庭です。どちらから申請したらよいでしょうか。	≪ひとり親世帯専用申請受付フォーム≫をご利用ください。住民票および課税/非課税証明書は現在の家計支持者の分のみお送りください。
両親が離婚し、現在は母と暮らしていますが、父の扶養に入っています。この場合ひとり親世帯として申請できますか？	奨学金の選考上、扶養者を家計支持者としてみなすため、この場合はひとり親世帯としては申請できません。申請する場合、離別しているとしても両親の住民票および課税証明書の提出が必要です。
他の奨学金との併給制限について教えてください。	日本学生支援機構等 <u>貸与</u> 奨学金との併給は可能ですが、高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金+授業料等減免）及び本学で実施する他の給付奨学金とは併給することはできません。高等教育の修学支援新制度には、2025年度から開始された「多子世帯への大学授業料等無償化」も含まれます。